

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 令和三年第三回東京都議会定例会の招集……………一
- 公共測量の実施(三件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 土地区画整理事業の施行者の変動……………二
- 生活保護法による介護機関の指定……………(福祉保健局生活福祉部保護課)……………二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………(建設局道路管理部監察指導課)……………四
- 指定講習機関の特定講習の休止……………五
- 昭和三十九年東京都下水道局告示第三十八号(東京都下水道局流域下水道本部の設置)の一部改正……………五
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………五
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………五

告示

- ……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)……………五
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 都市計画事業の施行……………(建設局道路建設部管理課)……………七
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止……………(水道局)……………七
- 東京都指定給水装置工事事業者の事業再開……………(同)……………八

東京都告示第千六百六十一号

令和三年第三回東京都議会定例会を、九月二十八日に招集する。

令和三年九月二十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都告示第千六百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第五建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都告示第千六百六十三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第五建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十一日

東京都知事 小池 百合子

東京都告示第千六百六十四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第一市街地整備事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年九月二十一日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 測量の区域 葛飾区東水元一丁目及び東水元二丁目各
地内
- 四 測量の期間 令和三年五月二十四日から令和四年二月
十六日まで

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 中央区晴海五丁目地内
- 四 測量の期間 令和三年五月二十四日から同年十二月十
日まで

●東京都告示第千六百六十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第十一条第七項の規定に基づき稲城長沼駅東土地区画整理事業共同施行者から施行者を変動した旨の届出があったので、同条第八項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年九月二十一日

東京都知事 小池百合子

一 土地区画整理事業の名称

稲城長沼駅東土地区画整理事業

二 事務所の所在地

国分寺市本町二丁目十六番四号

三 施行認可の年月日

令和二年七月二十八日

四 新たに施行者となった者の氏名及び住所

住友林業株式会社 代表取締役 光吉 敏郎

千代田区大手町一丁目三番二号

●東京都告示第千六百六十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)以下「法」という。)第五十四条の二第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)以下「中国残留邦人等支援法」という。)第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護機関を指定したので、法第五十五条の三第一号及び生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十二条(中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた場合を含む。)

む。)の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和三年九月二十一日

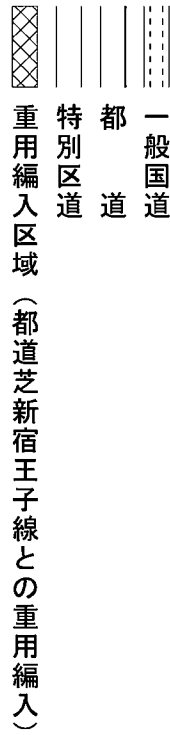
東京都知事 小池百合子

介護保険事業者番号	事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの名称	指定年月日
1372206266	合同会社オーバービレッジ	東京都葛飾区亀有5-60-2	亀有介護サービス	東京都葛飾区亀有5-60-2 コーポ森202	訪問介護	令和3年6月21日
1311029933	医療法人社団まなの会	東京都目黒区中町1-27-17 1階	医療法人社団まなの会 マミーズクリニック	東京都目黒区中町1-27-17 1階	居宅療養管理指導	令和3年8月1日
1311029933	医療法人社団まなの会	東京都目黒区中町1-27-17 1階	医療法人社団まなの会 マミーズクリニック	東京都目黒区中町1-27-17 1階	介護予防居宅療養管理指導	令和3年8月1日
1342065945	有限会社ユーアイファーマシー	東京都板橋区坂下2-14-5-510	めぐみ薬局	東京都練馬区田柄4-27-25	居宅療養管理指導	令和3年6月1日
1342065945	有限会社ユーアイファーマシー	東京都板橋区坂下2-14-5-510	めぐみ薬局	東京都練馬区田柄4-27-25	介護予防居宅療養管理指導	令和3年8月1日
1341853647	株式会社Kファーマシー	東京都荒川区東尾久8-14-1	くまのまえ薬局	東京都荒川区東尾久8-14-1	居宅療養管理指導	令和3年8月1日
1341853647	株式会社Kファーマシー	東京都荒川区東尾久8-14-1	くまのまえ薬局	東京都荒川区東尾久8-14-1	介護予防居宅療養管理指導	令和3年8月1日
1342064583	株式会社不二薬局	東京都葛飾区立石6-20-10	不二薬局	東京都練馬区上石神井3-9-17	居宅療養管理指導	令和3年8月1日
1342064583	株式会社不二薬局	東京都葛飾区立石6-20-10	不二薬局	東京都練馬区上石神井3-9-17	介護予防居宅療養管理指導	令和3年8月1日

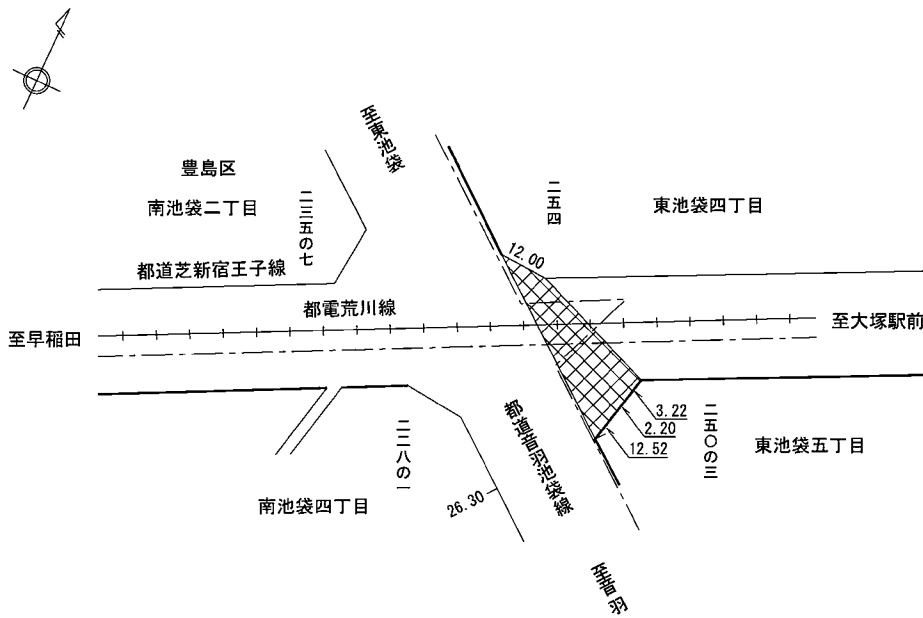
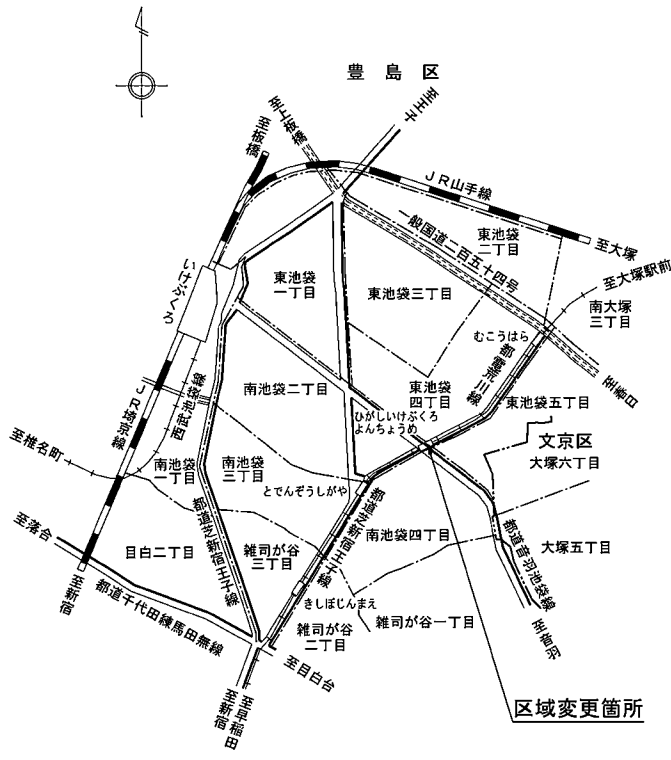
別図

都道音羽池袋線区域変更略図

豊島区東池袋五丁目と東池袋四丁目



延長 四九・七八メートル
 面積 四六二・五九平方メートル



●東京都告示第千六百六十七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和三年九月二十一日から起算して二

- 一 路線名 音羽池袋
- 二 変更の区間 豊島区東池袋五丁目二百五十番三地先か

変更の概要

週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和三年九月二十一日
 東京都知事 小池 百合子
 豊島区東池袋五丁目二百五十番三地先か
 豊島区東池袋四丁目二百五十四番地先まで
 別図表示のとおり

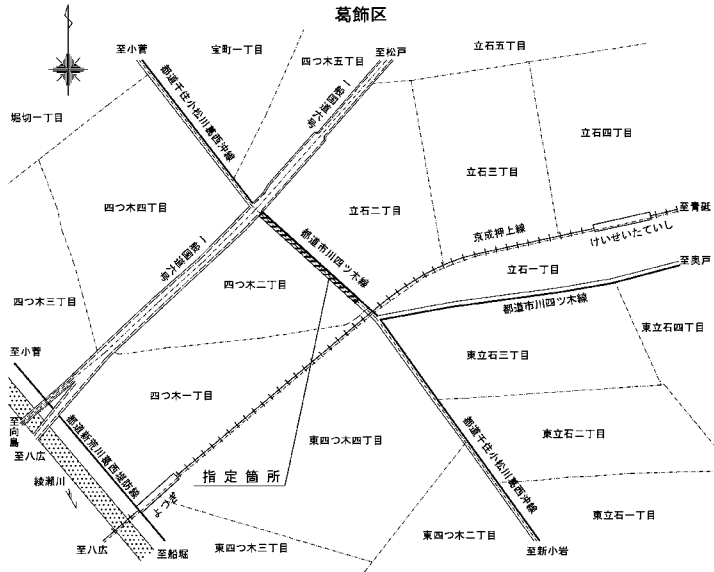
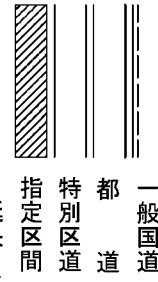
●東京都告示第千六百六十八号
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別 図

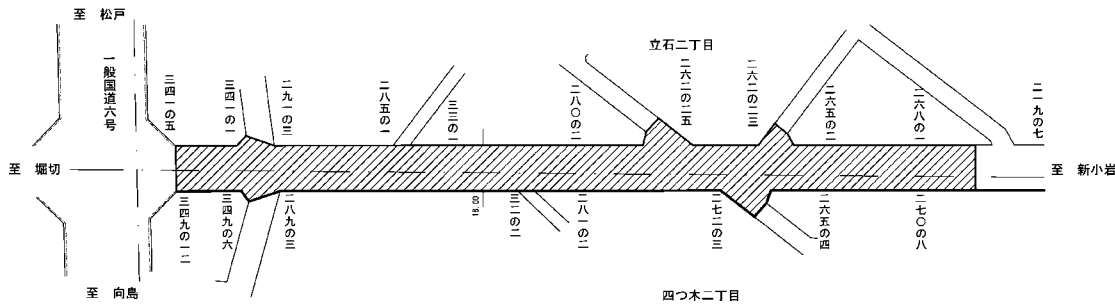
電線共同溝を整備すべき道路の指定略図

都道市川四ツ木線
葛飾区立石二丁目～四つ木二丁目

(電線共同溝予定名称 市川四ツ木・二号)
 延長 三二四・五〇メートル



葛飾区
都道市川四ツ木線



備すべき道路を次のように指定する。

令和三年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道市川四ツ木線

二 指定する区間
 三 指定の概要

葛飾区立石二丁目三百四十一番五地先から同区四つ木二丁目二百七十番八地先まで
 別図表示のとおり

告示(公)

●東京都公安委員会告示第261号

指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第14条第1項の規定により、次の指定講習機関から特定講習の休止の許可の申請があり、これを許可したので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和3年9月21日

東京都公安委員会

委員長 北井久美子
記

指定講習機関の名称、住所及び代表者氏名	休止する特定講習の種類	休止する期間
東京島しょ部自動車教習所 大島町差木地字フナギ651番地 代表取締役 吉村 充司	普通自動車二輪車免許及び原動機付自転車免許に係る初心運転者講習	令和3年9月1日から令和4年8月31日までの間
町田ドライサイクルスクール 町田市南大谷1号55番 代表取締役 南 正人	普通自動車免許に係る初心運転者講習	令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間

告示(下水)

●東京都下水道局告示第四号

昭和四十九年東京都下水道局告示第三十八号(東京都下水道局流域下水道本部の設置)の一部を次のように改正する。

令和三年九月二十一日

東京都下水道局長 神山 守

東京都下水道局流域下水道本部の項中「東京都立川市錦町一丁目七番二十六号」を「東京都立川市高松町二丁目二十六番十二号」に改める。

附則

この告示は、令和三年九月二十七日から施行する。

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出

に つ い て

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和三年九月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人平尾昌晃ラブアンドハーモニー基金

金

二 代表者の氏名

服部 真之介

三 主たる事務所の所在地

中央区築地六丁目一番十号 築地USビル

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年九月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

福生市大字熊川字東三百六十八番五、同番八及び同番九
福生市大字熊川三百七十七番地一
株式会社渡辺工務店
代表取締役 渡辺 浩行

日野市百草四百七十五番一

神奈川県相模原市中央区富士見二丁目八番八号
住宅情報館株式会社
代表取締役 黒羽 秀朗

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年九月二十一日

東京都多摩建築指導事務所長

浅井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
住所及び氏名

東久留米市新川町二丁目百六十六番三十九番
西東京市芝久保町四丁目二
十六番三十九番
株式会社東栄住宅
代表取締役 佐藤 千尋

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和三年九月二十一日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するように提出してください。

令和三年九月二十一日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 西友赤羽店
- 二 店舗所在地 北区赤羽二丁目一番一号
- 三 設置者名 合同会社西友
- 四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号
- 五 変更前の設置者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー
- 六 変更後の設置者の代表者名 大久保 恒夫
- 七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友
- 八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫

十 変更日 令和三年三月一日

十一 届出日 令和三年八月五日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十三 縦覧期間 令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 西友青井店

二 店舗所在地 足立区青井三丁目一番一号

三 設置者名 高橋 修一

四 設置者住所 足立区青井二丁目十番十八号

五 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友

六 変更後の小売業者の氏名又は名称 合同会社西友ほか一名

七 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友

八 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー（合同会社西友）

九 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫（合同会社西友）

十 変更日 令和三年三月一日ほか

十一 届出日 令和三年八月五日

十二 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）

十三 縦覧期間 令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。

十四 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

一 店舗名 西友東久留米店

二 店舗所在地 東久留米市上の原一丁目四番十七号

三 設置者名 合同会社西友

四 設置者住所 北区赤羽二丁目一番一号

五 変更前の店舗所在地 東久留米市上の原一丁目四番十七号

六 変更後の店舗所在地 東久留米市上の原一丁目四番十七号

七 変更前の設置者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

八 変更後の設置者の代表者名 大久保 恒夫

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 合同会社西友

十 変更前の小売業者の代表者名 リオネル・アルベール・ジェイ・デスクリー・ドウ・マレドスー

十一 変更後の小売業者の代表者名 大久保 恒夫

<p>十二 変更日 令和三年三月一日ほか</p> <p>十三 届出日 令和三年八月五日</p> <p>十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十五 縦覧期間 令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 高木ビルディング</p> <p>二 店舗所在地 渋谷区宇田川町二十四番一号</p> <p>三 設置者名 株式会社高木本社</p> <p>四 設置者住所 渋谷区宇田川町二十四番一号</p> <p>五 変更前の設置者名 合資会社高木本社</p> <p>六 変更後の設置者名 株式会社高木本社</p> <p>七 変更前の小売業者の氏名又は名称 合同会社FOREVER21 JAPAN RETAIL</p> <p>八 変更後の小売業者の氏名又は名称 イケア・ジャパン株式会社</p> <p>九 変更日 令和三年四月二十一日ほか</p> <p>十 届出日 令和三年八月三十一日</p> <p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十二 縦覧期間 令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>								
<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 ユニカ新宿ビル</p> <p>二 店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十三番七号</p> <p>三 設置者名 株式会社ユニカ</p> <p>四 設置者住所 新宿区西早稲田二丁目七番一号</p> <p>五 変更前の店舗名 (仮称)ユニカ新宿ビル</p> <p>六 変更後の店舗名 ユニカ新宿ビル</p> <p>七 変更前の店舗所在地 新宿区新宿三丁目八百十番一ほか</p> <p>八 変更後の店舗所在地 新宿区新宿三丁目二十三番七号</p> <p>九 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社ヤマダ電機</p> <p>十 変更後の小売業者の氏名又は名称 未定</p> <p>十一 変更日 令和二年十月四日ほか</p> <p>十二 届出日 令和三年九月八日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p> <p>十四 縦覧期間 令和三年九月二十一日から令和四年一月二十一日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>都市計画道路事業の施行について 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十六条の規定により、次のとおり公告する。 令和三年九月二十一日</p> <p>東京都知事 小池 百合子</p> <p>一 都市計画事業の別表のとおり 種類及び名称</p> <p>二 施行者の名称 東京都</p> <p>三 事務所の所在地 新宿区西新宿二丁目八番一号</p> <p>四 事業地の所在 別表のとおり</p> <p>別表</p> <table border="1"> <tr> <td>都市計画事業の種類及び名称</td> <td>事業地の所在</td> <td>事業認可の告示</td> <td>所管事務所</td> </tr> <tr> <td>東京都市計画道路</td> <td>葛飾区水元三丁目及び四丁目並びに路第二十七号線</td> <td>令和三年六月二十一日関東地方整備局告示第 二二〇二二号</td> <td></td> </tr> </table> <p>東京都指定給水装置工事事業者の事業廃止について</p> <p>水道法(昭和三十三年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。</p> <p>令和三年九月二十一日</p> <p>東京都水道局長 浜 佳葉子</p>	都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所	東京都市計画道路	葛飾区水元三丁目及び四丁目並びに路第二十七号線	令和三年六月二十一日関東地方整備局告示第 二二〇二二号	
都市計画事業の種類及び名称	事業地の所在	事業認可の告示	所管事務所							
東京都市計画道路	葛飾区水元三丁目及び四丁目並びに路第二十七号線	令和三年六月二十一日関東地方整備局告示第 二二〇二二号								

指定番号	商号	代表者	住所	廃止年月日
五六一〇	糠信総合サービス	糠信 武男	八王子市兵衛二丁目七番一号	令和二年十二月三十一日
七八九六	室木設備工業	室木 和久	江戸川区南篠崎町三丁目十九番五号	令和三年一月十一日
六〇八八	有限会社 キッチン・ア・ラモード	高橋 秀典	世田谷区上北沢一丁目五番六号	同年六月三十日
六〇七〇	有限会社 富士総業	横山 二期	神奈川県川崎市高津区野川四千番地	同年七月一日
六二五三	西野土建 有限会社	中村 勝平	日野市大字日野千二百七十八番地の一	同月二十日
五五二七	株式会社 アラ建設	荒 孝太郎	八王子市館町二千四百番地十一	同月三十一日
五七九七	株式会社 吉田組	吉田 一雄	昭島市宮沢町二丁目二番九号	同日
六三〇三	中央報知 株式会社	田中 一成	世田谷区若林五丁目十二番二号	同日
六五二三	株式会社 アコス	平野 誠	八王子市大和田町四丁目二十番二号	同日
六〇〇四	有限会社 竹越土木	竹越 繁勝	足立区大谷田五丁目六番十六号	同年八月一日
五五一六	田口工業 株式会社	田口 武生	世田谷区等々力七丁目四番十六号	同月四日
五六八〇	吉岡エンジン	吉岡 文子	世田谷区千歳台二丁目十八番十二号	同月十六日
九〇二七	ノーリツ リビング テクノ株式会社	千代 秀	杉並区高円寺北二丁目二十番八号	同月二十日
八一八八	東京住宅 機器サービス株式会社	増田 清	埼玉県和光市中央一丁目五番四十四号	同月三十一日

東京都指定給水装置工事事業者の事業再開について

水道法(昭和三十二年法律第七十七号)第二十五条の七の規定に基づき、東京都指定給水装置工事事業者から次のとおり事業の再開の届出があった。

令和三年九月二十一日

東京都水道局長 浜 佳葉子

指定番号 商号 代表者 住所 再開年月日

五五七九 株式会社 武田商会 佐々木幸三 北区田端三丁目十四番五号 令和三年八月二日

発行所 東京都印刷株式会社

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 郵便番号 163-8001

本号 三〇円

一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む)

印刷所 勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号 電話 〇三(三三二八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

